平成２２年（フ）第１１９号
愛媛県松山市室町２丁目５番29号　サンシティ市駅南802号
債務者　清水　茂樹
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１７号
沖縄県浦添市宮城２丁目５番１―101号　ゆひな荘
債務者　島尻　寛長
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第７号
沖縄県石垣市字平得156番地の５
債務者　貝盛　京子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第１０３号
京都府八幡市橋本平野山84番地の９
債務者　長住　拓朗
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
京都府八幡市八幡北浦８番地石清水ビューハイツＡ607
債務者　野村富美代
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２６２号
京都市下京区七条御所ノ内西町22番地２　リフティ西塩小路104
債務者　浅野　英和
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２９８号
京都市上京区千本通一条上る泰童片原町643番地　ラナップスクエア京都西陣601号
債務者　横田ゆかり
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３２７号
京都市下京区西七条御領町８番地　ポーシェ御前　川崎ビル306
債務者　渡部　奈美
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５２６号
京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地８―303号
債務者　中田　康仁
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２７２号
広島県竹原市福田町1296番地２
債務者　野村　　幹
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第３５号
広島県呉市仁方錦町５番27号
債務者　白井　裕輔
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第５１号
広島県呉市西辰川１丁目10番24号
債務者　織田　美紀
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第５８号
広島県呉市郷原町1882番地の１
債務者　織田　正一
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第３８号
宮城県石巻市蛇田字新刈場164番地３
債務者　永沼みき子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
宮城県石巻市須江字内の目19番地
債務者　木村まき子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第５９０号
宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸552番地　東洋グランドヒルズ601号、前住所宮崎市江南３丁目10番13号
債務者　野口　由希
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６４６号
宮崎市田野町甲13396番地
債務者　上木　昭典
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４４号
山形県米沢市駅前３丁目１番10号　コーポ我妻101号室、前住所山形県米沢市御廟２丁目２番20―612号
債務者　松田　豊子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
山形地方裁判所米沢支部